

○内閣府告示第百三十七号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項の規定に基づき、注視区域を次のとおり指定し、令和八年二月一日から適用する。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	区域
一	佐賀駐屯地、佐賀空港	佐賀県佐賀市

備考 右に掲げる区域の行政区画に変更があつても、注視区域は、なお従前の例による。